

第35回軽米町議会定例会令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

令和 4年12月 9日(金)
午前 9時57分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2号 軽米町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 軽米町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例
- 議案第 9号 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 議案第10号 軽米町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 令和4年度軽米町一般会計補正予算(第7号)

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君						

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	福島	貴浩	君
総務課	企画担当課長	野中	孝博	君
総務課	総務担当課長	松山	篤	君
会計管理者兼	税務会計課総括課長兼	日山	一則	君
税務会計課	課税担当課長	古舘	寿徳	君
町民生活課	総括課長	橋場	光雄	君
町民生活課	総合窓口担当課長	小林	千鶴子	君
町民生活課	町民生活担当課長	戸草内	和典	君
健康福祉課	総括課長	工藤	薫	君
健康福祉課	福祉担当課長	小笠原	隆人	君
健康福祉課	健康づくり担当課長	工藤	晃子	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君
産業振興課	農政企画担当課長	竹澤	泰司	君
産業振興課	農林振興担当課長	鶴飼	靖紀	君
産業振興課	商工観光担当課長	輪達	隆志	君
地域整備課	総括課長	中村	勇雄	君
地域整備課	環境整備担当課長	神久保	恵蔵	君
地域整備課	上下水道担当課長	寺地	隆之	君
再生可能エネルギー	推進室長	福島	貴浩	君
水道事業	所長	中村	勇雄	君
教育委員会	教育長	小林	昌治	君

教育委員会事務局総括次長
教育委員会事務局教育総務担当次長
教育委員会事務局生涯学習担当次長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長
監査委員
監査委員事務局長

長瀬 設 男 君
輪 達 ひろか 君
梅 木 勝 彦 君
福 島 貴 浩 君
江刺家 雅 弘 君
西 山 隆 介 君
関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 主 事
議 会 事 務 局 主 事

関 向 孝 行 君
竹 林 亜 里 君
松 坂 俊 也 君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（本田秀一君） ただいまから令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を開会いたします。皆さんの慎重な審査、審議をお願いいたします。

ただいまの出席委員は11人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

（午前 9時57分）

○委員長（本田秀一君） 本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第20号までの20件です。

議案審査の進め方についてお諮りいたします。議案第1号から議案第20号までの提案説明は本会議場において終了しておりますので、本委員会では議案番号順に議案1件ごとに審議をし、議案20件の審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにしたいと思っております。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

◎議案第1号～議案第9号の審査

○委員長（本田秀一君） これから議案第1号から審査に入るわけですが、進め方について、議案第1号から議案第9号までは地方公務員法の改正に伴う所要の改正であり、関連議案であります。

説明は本会議場で終了しておりますので、ここでは議案第1号から議案第9号までの補足説明を受け、議案第1号から議案第9号までの一括質疑を受けたいと思っておりますが、このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「委員長」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 条例のほうお話ししましたが、補足説明というか説明が、本会議場ではちょっと我々が資料を見られませんでしたので、もう一度説明をやり直していただきたいと思っております。

○委員長（本田秀一君） 最初から。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

〔「ちょっと待ってください、開会前に委員長」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 今日午後から、特別委員会終わってから全員協議会という予定でございましたけれども、会期期間も長いし、午前中は審議で、午後は全員協議会という形でしてもらえればというような、議員控室では皆さんからのそういった声がありましたけれども、開会前にそれを決めてから進めたほうがいいのかと思うのですけれども。

○委員長（本田秀一君） 午前中で委員会を終了して、午後は議員全員協議会。

○11番（茶屋 隆君） はい。

○委員長（本田秀一君） 皆様はどうですか。ほかに意見はありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 全員そういうことで……はい。では、午前中だけの特別委員会ということで進めます。

進め方は1件ごとで。

〔「はい」と言う者あり〕

○4番（中村正志君） 私の説明もう一回というのはどうなりましたか。

○委員長（本田秀一君） では、もう一回説明をお願いしたいということで。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） おはようございます。それでは、議場での説明が分かりづらかったということで、改めてご説明申し上げます。

最初に今回の改正の概要を説明させていただきます。これにつきましては、事前に配布しております資料の総務課1を御覧になっていただければと思います。

○6番（舘坂久人君） 皆さん、開いていましたか。

〔「まだ」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） では、ちょっと休憩します。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

では、どうぞ。

○総務課総括課長（福島貴浩君） それでは、紙の資料を見たほうが分かりやすいかと思えますけれども、ご説明いたします。令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律案が公布されたことに伴いまして、60歳を境に適用される制度が次のように改正されるものでございます。

①現行60歳の定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年4月に65歳となるものでございます。

②管理職の職員は、原則として60歳を役職定年年齢とし、管理職以外の職に降

任する役職定年制度を導入することとなります。

③ 60歳を超えた職員の給料月額は、当分の間、60歳前の7割水準に設定すること。

④ 60歳以降、定年前に退職する場合であっても、当分の間定年退職と同様に退職手当を算定すること。

⑤ 60歳に達した日以後、定年前に退職した職員については、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制度を導入することとします。

⑥ 現行の再任用制度は廃止し、定年年齢の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として、暫定再任用制度を導入することとしております。

こちらが今回の改正の主な概要となります。

次に、資料のほう、段階的に引き上げ期間中の定年年度と対象職員というふうにありますけれども、こちらにつきましては議案第1号の条例の第3条及び制定附則の3項から4項の経過措置、ここの部分を説明しております。これにつきましては、定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年4月に65歳とする。段階的引き上げ期間中の職員については以下のとおりとなります。

昭和37年4月2日から昭和38年4月1日生まれまでの年齢の60歳の方につきましては、令和4年度で定年退職となります。次に、1つ下の昭和38年4月2日から昭和39年4月1日生まれまでの方の定年は61歳、1つ下の昭和39年4月2日から昭和40年4月1日生まれまでの方につきましては定年が62歳、昭和40年4月2日から昭和41年4月1日生まれまでの方につきましては定年が63歳、1つ下の昭和41年4月2日から昭和42年4月1日生まれまでの方につきましては定年が64歳となります。最下段になりますけれども、昭和42年4月2日から昭和43年4月1日生まれまでの方以降につきましては、定年は65歳となるものでございます。

次に、資料2ページを御覧ください。ここでは、議案第1号の定年等に関する条例のうち第6条から第8条の部分を説明しているものでございます。役職定年制度（管理監督職勤務上限年齢制度）でございますけれども、概要は次のとおりでございます。

① 任命権者は、管理職に就いている職員を、役職定年年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に、管理職以外の職等へ降任させる。

② 任命権者は、役職定年年齢に達している者を、異動期間の末日の翌日以後、新たに管理職に就けることができない。管理職から降任された職員を、当該降任日以後、新たに管理職に就けることができないというふうなことをここで説明してございます。

その下の役職定年制度の特例任用ということでございますけれども、これは議案第1号の定年に関する条例の第9条から第10条についての概要を説明しているものでございます。

役職定年制度の特例として、条例で定める以下の①から③の事由のいずれかに該当するときに、任命権者は他の職への降任をすべき管理職の職員の異動期間を延長し、引き続き管理職として勤務させることができるというふうになります。

勤務延長型特例任用ということで、①業務の性質上、当該職員の他の職への降任による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずる場合。②職務が高度の専門的知識や熟達した技能もしくは豊富な経験を必要とするものであるため、または勤務条件等に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を安易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずる場合。こちらにつきましては、第9条の1項から2項の部分を説明してございます。

次に、異動可能型特例任用につきまして、③特定管理監督職群（職務の内容が交互に類似する複数の管理監督職で、職員の年齢構成、その他のこれらの欠員を安易に補充することができない特別の事情があるもの）に属する管理監督職を占める場合。こちらにつきましては、第9条の第3項から第4項の部分を説明しているものでございます。

次に、資料3ページに入ります。60歳に達した職員の給料月額、これにつきましては議案第7号の給与に関する条例制定附則の18項から19項のことを説明しているものでございます。

60歳に達した職員の給料月額。当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日（特定日）以後、7割水準とする。給料月額の7割措置ということでございます。計算方法につきましては、下の表を御覧いただければよろしいです。7割措置になるのは、誕生日でなく、60歳に達した日の後における最初の4月1日以降となることとなります。

次に、役職定年による降任した職員の給料月額。これにつきましては、議案第7号の給与に関する条例の制定附則、20項から21項についての説明でございます。

管理職員が役職定年による降任をした場合、①役職定年による管理職から管理職以外の職への降任に伴う給料月額の引き下げ、②特定日以後の給料月額の7割措置による引き下げにより二重に給料が引き下げられてしまう。そのため、当分の間役職定年により降任をした職員の給料月額については、①、②による引き下げした給料月額に③異動日の前日に受けていた給料月額の7割との差額を加算するものでございます。

イメージにつきましては、下の表のとおりとなっております。

続きまして、4ページに移ります。4ページの退職手当の取扱いでございますけ

れども、これにつきましては議案としてはございません。市町村総合事務組合の規定によるものでございますので、町としての条例の制定は必要ないということで、こちらについてはありません。

60歳に達した職員の退職手当につきましては、当分の間、次の①、②が措置される。①60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額につきましては、当分の間、定年退職の支給率を適用する。②定年引上げに伴い、60歳超えの期間の給与が減額される職員に対し、退職手当の基本額の計算方法特例、いわゆるピーク時特例を適用すると。60歳で定年する場合に比べて不利益が生じることのないよう取り扱うものでございます。

次に、定年前再任用短時間勤務職員の説明でございます。こちらにつきましては、定年等に関する条例、議案第1号の説明になります。条例の第12条、給与条例の第5条第11項からの説明となります。定年前再任用短時間勤務制度は、60歳以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができる制度であります。

定年前再任用短時間勤務職員の任期は、定年前再任用の日から定年退職日相当日までとなります。①定年前再任用職員の勤務時間につきましては、勤務時間は現行の再任用短時間勤務職員と同様に、週15時間30分から週31時間までの範囲内で定められた時間となります。

定年前再任用職員の休暇につきましてですけれども、現行の再任用職員と同様とすると。年次有給休暇は、勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で、その職員の勤務形態に応じた日数とします。

③定年前再任用短時間勤務職員の給与月額、各給料表に定める給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とするものでございます。

④定年前再任用短時間勤務職員の諸手当につきましては、現行の再任用職員と同様とするもの。長時間継続雇用を前提にライフステージに応じた生計費の増加等に対処する目的で支給されている生活関連手当や主として人材確保を目的とする手当、扶養手当とか住居手当などは支給しないものとなります。

次に、暫定再任用職員。暫定再任用職員につきましては、議案第1号と議案第7号に関連する説明となります。議案第1号の中では附則の第3条から第6条、議案第7号の給与条例につきましては改正附則の第2条から第4条のことの説明となります。

暫定再任用制度は、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、現行再任用制度と同様の仕組みを措置する制度でございます。

暫定再任用職員の任期は1年以内となり、勤務時間については常時勤務及び短時間勤務を選択することができます。また、任期の更新は、その任期における勤務実

績が良好である場合に、あらかじめ本人の同意を得た上で、1年を超えない範囲内で行うことができるものとなります。勤務時間、休暇、給料月額及び諸手当については、現行の再任用職員と同様となるものでございます。

次、5ページに移ります。高齢者部分休業制度、これにつきましては議案第9号で新規に条例を制定するものでございます。加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事など地域貢献等を想定し、定年退職前に先行的に休業を取得することができる制度、高齢期職員の多様な働き方のニーズに対応するための選択肢の一つとして設けるものでございます。

定年前5年間について、公務に支障がないと認められる範囲、通常の1週間の勤務時間の2分の1を超えない範囲で部分休業を取得することが可能となるものでございます。詳細につきましては、下の表のとおりとなっております。

以上で議案第1号から議案第9号の職員の定年引き上げに関する条例の説明を終わります。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。議案第1号から議案第9号まで、質疑ありませんか。
中村委員。

○4番（中村正志君） さっきの説明の定年年度なのだけれども、2年ずつずれていくという言い方されましたけれども、年というのは1年ずつ取っていくのだけれども、2年ずつずれていって10年間でこれは完成するのだよというふうな言い方はどういう意味なのかなと、イメージが湧かなかったのですけれども。2年ごとですよね。でも、2年ごとに1歳ずつの定年の引上げになるというのは、どういうことなのかなというふうに思っ……

○委員長（本田秀一君） ちょっと休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの2年ごとにどういうふうなイメージということでございますけれども、議案の第1号の7ページを御覧いただきたいと思えます。令和5年4月1日から令和7年3月31日までにつきましては61年、令和7年4月1日から令和9年3月31日までは62年、令和9年4月1日から令和11年3月31日までは63年、令和11年4月1日から令和13年3月31日まで64年というふうに、ここにあるような感じでイメージがされております。

〔「それはなぜかという話ではないか」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 終わってよろしいですか、議案第9号まで。
中村委員。

○4番（中村正志君） なぜ2年ずつにしたのか。年は1歳ずつ取っていくのだから思
って。

〔「これは全文法律……」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの質問に対して、地方公務員法の改正の部分
での説明ということでもありますので、その部分についての改正については明確な、
なぜということに対する質問に対しては、こちらで即回答できるものではございま
せん。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 何だりしゃべっていないとだんだんしゃべられなくなるような
雰囲気でございますので。適当な質問だかどうだか分かりませんが、勤務延長型特
例任用とかという項目があって、2ページのところです。軽米町では、当町では具
体的にどんな職務というか、対象になる課とか、そういうものがあるのか。具体的
にもしあればそういうもののような説明してもらえればなるほどなと理解できませ
んが、いかがですか。ありますか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 現時点ではございませんけれども、地方公務員法の改
正に伴いましてこのような制度をつくっているということでございます。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 先ほどの答弁も大体似たような答弁でございましたが、それ
では何かしら説明にもう少し。人から聞かれたときに僕らが答えられる、そういう改
正によって対応を、前向きに考えた法律だというようなことは説明がつかないの
ではないかなと思っておりますが、具体的にありませんか、何か。こうしたもので何だか
かんだかとか何かそのような具体的に何もありませんか。なければなくてもいい、それ
で。

[何事か言う者あり]

- 委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） 現時点ではないというふうにお答えしましたけれども、例えば県立軽米病院等の医師等につきましては60歳ではなく、現在も65歳の定年というふうになっておりますけれども、そういったケースを想定された場合に、軽米町としてもそういった病院とかの医師等専門な職の部分に対応する部分というふう理解しております。
- 委員長（本田秀一君） 山本委員。
- 10番（山本幸男君） 了解しました。ついでにしゃべりますが、先ほどこのパソコンというか、議会事務局にあるのが紙に変換できない、変換という言葉がどうか、僕はよく分からないでしゃべっていますが、機械が古くて、事務局の機械ではやれないというふうなことの話があって、それぞれの家庭で頑張っ紙を持ってきた議員もあるようでございますが、それは事務局の機械は更新あるいはそういうもののできないものなのか。全然的外れな質問でございますが……
- 委員長（本田秀一君） 議案のほうでお願いします。
- 10番（山本幸男君） 議案に関わる問題だから。
- 委員長（本田秀一君） パソコンが古いということ。
- 10番（山本幸男君） そうそう、ついでにしゃべっておく。

[「休憩お願いします」と言う者あり]

- 委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

- 委員長（本田秀一君） 再開します。
ほかにありませんか、質疑。
江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 勤務延長型特例任用という、今、質問がありましたけれども、それに関連して、例えばこういう人は該当になるのかなと思ったのでお聞きします。軽米町歴史民俗資料館があって、空いている部屋もあったりして整備途中といいますか、そういう感じがするのですが、世界遺産に登録された八戸、一戸の間にもあるし、昨日もあったのですが、学芸員の資格がある方が今はそこの任務ではないわけですが、こういう方はもしかしたら勤務延長型特例任用に該当させてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。
- 委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えいたします。

ここで制定している者につきましては管理職ということでございますので、学芸員がというふうなあれではございません。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 役職定年というか、定年になれば降格しなければならないという、軽米町の例からした場合に管理職というのはどこまでを管理職というのでしょうか。総括課長は当然だと思っておりますけれども、担当課長も管理職として扱うのかどうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの中村委員のご質問にお答えします。

軽米町役場における管理職等につきましては、総括課長、あと担当課長、あと施設の長というか、保育園長とかそういった部分の長という者が管理職となっております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） そのとおりだとは思っておりますけれども、それでよく出先の機関等の所属長、幼稚園長だとか何かそういうふうな人たちは、公民館長とか、あるときは以前は嘱託の館長だとか、園長とかというふうなこともあったと思うのだけれども、その辺等の関わりというか、そういうふうな考え方でそういう役職に置くとかということは可能なのかどうか。さっき言った特例の部分があるからそれを言うのかどうか分からないですけれども、今まで出先の長なんかであればそういうふうな人たちもないわけではなかったなと思っておりますけれども、そういうふうなのには当てはめることはどうなのか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ここも、役職定年制度の職につきましては、あくまで一般職の中の管理職のことというふうに理解しております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） では、もう一つ。あと、法人等への派遣というのがあると思っておりますけれども、例えば現在、社会福祉協議会に派遣している。あそこにいる事務局長とか、所長とかというふうな、ああいうふうなものもこれからはなくなるということなのでしょうか。

〔「ちょっと休憩」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前10時34分 休憩

—————
午前10時34分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまのご質問につきましては、議案の第6号の中に人事行政の運営等の状況に関するの部分と関連しますけれども、派遣する、例えば社会福祉法人とか商工会、あとは農業協同組合等の部分にも派遣することは可能ということでございます。

○4番（中村正志君） 役職はどうであれ。

○総務課総括課長（福島貴浩君） はい。

○4番（中村正志君） 派遣だけはいいい。使い方はどうでもいい。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 例えば県なんかであれば天下りという言葉があるのですけれども、例えば商工会なんかに派遣する場合、再任用のまま派遣するのか、退職させて派遣するのかということがあると思うのだけれども、その辺のところはどのようなのですか。社会福祉協議会については、職員の身分を持って派遣していますよね。商工会は退職していますよね。その辺の違いはどのようなのですか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 職員の派遣については、商工会においてもできるものがございますけれども、現在は退職して商工会の職員としてやっている状況でございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 最後の高齢者部分休業制度というの、これは定年、61であろうが、62であろうが、定年の前の5年間は、退職してから何か仕事を覚えてもらってというか、地域活動できるための勉強をする期間だということですか。何か特別な条例だなと思って見ていましたけれども。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 議案第9号の高齢者部分休業制度につきましては、今後定年年齢が65歳になることに伴いまして、その5年前からそういった活動もできますよということで、勤務時間の全て活動できますというわけでもないですが、1週間の勤務時間等を考慮してそういった活動もできますけれども、給料は差上げませんよというような感じのものでございますけれども、働き方改革ではないですが、65歳までフルに仕事ができる制度なのですが、そういった高齢者部分に配慮した制度をここで設けているものでございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ちょっと待って」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時40分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 現行の地方公務員法の第26条の3項において、高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請し、公務の運営に支障がないと認められるときは条例で定めることとなります。定年退職日までの期間について、当該職員が1週間の勤務時間の一部につき勤務をしないことを承認することができることを承認するものでございます。条例制定が実際に義務づけられているものではございませんけれども、定年延長により職員の高齢化が進むことに伴いましてこの制度を必要とする状況となる可能性が高まることから、条例を制定するというふうになっております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） ということは、1週間のうち半分以上でなく、1週間の半分以内の時間であれば、休業して二股かけて仕事をしてもいいよということですか。半分は役場で仕事して、半分は例えば家の農家をやるとか、今でいう営利企業等従事願とかそういったものを出さなくても、こういう休業届出せばいい、そういう意味に捉えていいのか。高齢者、高齢者というけれども、半分は休んでもいい、ただ休んで家で寝ているという意味ではないような気がするけれども。ここではボランティアという言葉を使っているけれども、営利というか、お金もらえるような仕事をやっても、ほかでやってもいいよということを言っているのかなど。違いますか。

○議長（松浦満雄君） それは違うな。週半分も来なければやめなくなる。

○1番（上山 誠君） 加齢による諸事情というのはこれ病院とかという話でしょ。地域ボランティア活動というのは、これはボランティアと書いている分には金もうけたら駄目だよ。

○2番（西舘徳松君） 地域貢献だから。

○1番（上山 誠君） うん、地域貢献等ということだから。

○委員長（本田秀一君） いいですか。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 休暇を取ってほかで稼げということではございません。地域ボランティア活動への従事など地域貢献等を想定し、先行的に休業を取得するというものでございます。

○4番（中村正志君） だから、どういうことを想定しているの。実際そういう人がある

だろうか。

〔「休憩でいいですか」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前10時43分 休憩

—————
午前10時45分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

ほかに質疑ございませんか。

茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） いろいろ聞いていましたけれども、まだ理解十分でないもののですからの射ない質問になるかもしれませんけれども、現行の再任用制度は廃止すると、ただ、暫定再任用制度を導入するということで、現在は60歳で退職すれば65歳まで再任用ということです。それが2年に1歳、退職する年齢が上がっていきます。そうすれば、どこの時点で再任用制度が廃止になるのか。この表を見れば、1年に1つずつ延びていけば5年後ということが分かりますけれども、10年後ということは、そうすれば再任用がなくなるのはそこまで暫定……

〔「廃止」と言う者あり〕

○11番（茶屋 隆君） 廃止だろうけれども、これは暫定再任用制度を導入するということですから、そこまではやるということかな。ちょっと理解できないのですけれども。どこをどういうふうに理解したらいいのか、ちょっと分からないのですけれども。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 再任用制度につきましては廃止することをございますけれども、その代わりに暫定再任用制度を導入するということで、65歳までの仕事についてはできるというふうに理解してもらえれば。定年については一気に65歳まで延びるのではなくて、段階的に61歳からやっていくのですけれども、その間再任用の部分、今再任用職員として仕事をしている方につきましても65歳までは同じように仕事はできますというふうに理解していただければよろしいかと思えます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） ごめんなさい、ちょっと待ってください。申し訳ない、時間の無駄かもしれませんが、一応60歳で退職する人は、定年制は、あと令和13年までといえは年齢が……

〔「休憩していいかな」と言う者あり〕

- 委員長（本田秀一君） 質問中ですので。質問はいいですか。
〔「委員長、答えるのはそっちなのだ」と言う者あり〕
- 11番（茶屋 隆君） いいです、後からで。申し訳ありません。
- 10番（山本幸男君） 聞いたほうがいい。
- 委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。
茶屋委員。
- 11番（茶屋 隆君） 再任用制度はなくなって暫定再任用制度を導入するということですが、会計年度任用職員はこれとは関係ないわけですが、そうすれば会計年度任用職員は退職した方でも今雇われている方もいます。そういったところはどのような取扱いというか。
- 委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの茶屋委員のご質問にお答えします。
会計年度任用職員につきましては、そのとおりに、今までどおりできるということです。
- 委員長（本田秀一君） 茶屋委員。
- 11番（茶屋 隆君） そうすれば、退職して継続してずっとやっていけると、年齢も制限ないのですか、今も。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） はい。
- 11番（茶屋 隆君） 何歳でもよいと。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） はい。
- 委員長（本田秀一君） 中村委員。
- 4番（中村正志君） 定年が延びればそれだけ職員がやめない、やめないと枠がなくなるという、逆に言えば新しい人を入れることがどうなのかと。職員定数の関係ですが、短時間労働をしている人たちの職員と常勤職員とあると思うのだけでも、その短時間労働した人たちも定数の中に含めるのか。また、これから職員採用について、このことを導入することによってそれがスピードダウンするというか、職員採用が少なくなるという傾向があるのかどうか、その辺の見通しはどのようにお考えでしょうか。
- 委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまのご質問にお答えします。
短時間勤務につきましてはの定数に含めるかどうかでございますけれども、短時間については定数には含まれておりません。フルタイムの部分が定数として含まれております。実際の役場の定数とかそういった部分におきましても、135の部分に対して現在123ぐらいの人数で対応しているような状況でございます。

- 4番（中村正志君） 今後の新採用の見通しは。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） 今後につきましても、退職して即年金もらうというわけではございませんので、定年制の延長等を考慮しながら職員の数、定数について柔軟に対応するように今後検討していくというふうになっております。
- 委員長（本田秀一君） 中村委員。
- 4番（中村正志君） 今再任用されている方々で、役場で働いている人でフルタイムという人はいますか。
- 委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） 現在の再任用ということでフルタイムで仕事をしている職員につきましては、3人でございます。
- 4番（中村正志君） その3人は担当課長ですか。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） 3人につきましては、そうです、担当課長でございます。
- 委員長（本田秀一君） 中村委員。
- 4番（中村正志君） しつこいようですけれども、一般質問でもちょっと再生可能エネルギー推進室の話をしましたけれども、あそこが今の説明でいくと定数ゼロではないですか。総務課の総括課長が兼務ということで、これは定数に入るかもしれないけれども、会計年度任用職員1名と短時間労働の再任用1名の2名体制ということは定数がゼロというふうな状況ではないでしょうか。何かちょっとうまくないのではないかと思います、いかがでしょうか。
- 委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） 委員ご指摘のとおり定数はゼロということではございませんけれども、私が兼務してございますので、その部分はフォローはできているということでございます。
- 委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、議案第1号から議案第9号まで終わりたいと思います。
ここで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時09分 再開

- 委員長（本田秀一君） 再開します。

◎議案第10号の審査

- 委員長（本田秀一君） 議案第10号 軽米町消防団員の定員、任免、給与、服務等に

関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明があったらお願いいたします。

総務課総務担当課長、松山篤君。

- 総務課総務担当課長（松山 篤君） それでは、議案第10号 軽米町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

昨年の4月に消防庁長官から消防団員の処遇等に関する検討会を踏まえた通知が出されました。内容につきましてでございますが、簡単に説明をさせていただきます。

令和2年、令和3年と2年連続で全国の消防団員が1万人以上ずつ減少し、危機的状況である。他方、災害が多発化、激甚化する中で消防団員の役割も多様化しており、消防団員の負担も大きくなっている。こうした消防団員の労苦に報いるため消防団員の処遇改善が必要不可欠と考えられること、処遇改善は消防団員の士気高揚や家族等の理解にもつながり、ひいては消防団員の確保にも資するものであると考えられる。

については、全国自治体に対し、地方公共団体に対して、まずは手当に関して出動手当を見直しし、出勤に応じた報酬制度、出勤報酬を創設していただきたい。また、出勤に関する報酬は1日7時間45分を基本とし、予備自衛官等の他の類似制度も踏まえ、1日当たり7,000円から8,000円程度の額を標準的な額とすること。

次に、年額報酬についての通知がありました。年額報酬は、即応体制を取るために必要な作業や消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する報酬として、出勤報酬の創設後も引き続き支給すべきものである。金額については、団員階級の者については年額3万6,500円を標準的な額とし、団員より上位の階級にあっては均衡の取れる額となるように定めていただきたい。

そのような内容の通知があったところでございます。

つきましては、新聞報道にもありましたけれども、令和3年度中にこの消防庁長官通知を踏まえて県内33市町村のうち改正をした市町村が18、残りの15の市町村は令和4年度中に改正予定というようなことでございます。

そういうことで、本町におきましても消防庁長官の通知を踏まえ、消防団の処遇改善のため所要の改正をしようとするものでございます。

具体的には、別表が改正の中心になりますけれども、年額報酬として現行団長15万円から16万円に、副団長を10万円から11万7000円に、本部長を9万3,000円から9万4,300円に、本部付部長を5万円から6万1,100円に、分団長を7万8,000円から8万8,000円に、副分団長を5万8,000円

から6万8,000円に、部長を5万円から6万1,100円に、班長を2万9,000円から4万1,200円に、団員を2万4,000円から3万6,500円に引き上げるものでございます。

また、消防庁長官通知にあるとおり、業務別報酬として出動報酬として4時間以内を2,500円、4時間を超え7時間45分までを4,000円、7時間45分を超えたとき8,000円、それから訓練及び警戒につきましては4時間以内を2,500円、4時間を超えたときを5,000円というふうに、今まで支給した費用弁償から業務別報酬として支給をしようとするための所要の改正をするものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） この改正に当たって特別職の報酬審議会か何か開催して金額を決めたのではないかと思うのですけれども、その辺、審議会等をやったときの審議会が出された意見等はどういうものがあったのか、まず教えていただきたいと思いません。

○委員長（本田秀一君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えいたします。

条例改正の提案をする前に当然、特別職報酬等審議会を8月に開催させていただいております。委員の皆様からは全員賛成ということでご意見をいただいているところでございまして、ここをこうしたほうがいいのではないかというような意見は特に出なかったと記憶しております。

ただ、改正の年額報酬の単価の根拠についてお尋ねがございました。これにつきましては、団員以外は1万円程度引き上げをしたいということで提案をさせていただいておりますが、この単価につきましては県内の改正済市町村のそれぞれの階級の平均単価を採用させていただいたということで説明をし、理解をいただいているところでございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） あともう一つ、これを改正することによって単価が上がると。であれば、今までの消防費の予算からかなり財源が増すのではないかと思いますけれども、どれぐらいの、何%ぐらいの上乗せになると想定していましたか。

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前11時17分 休憩

午前 11 時 17 分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 現段階では、今、新年度予算の積算中でございますので、明確に幾らぐらい増えるかということにつきましてはまだお示しできない状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） 年額報酬の改正というか、改定では今の説明、別表でも見たとおり分かります。これに伴う、いささかではありますが、退職金というのか、そういうのがあるね、消防団員。それも当然動くわけですか、金額が。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまのご質問ですけれども、退職金については特に変更することはございません。

○9番（細谷地多門君） 現行どおり。

○総務課総括課長（福島貴浩君） はい、現行のままで運用させていただきます。

○委員長（本田秀一君） 細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） 関連ですが、課長、あれですか、充足率といいますか、軽米はまあまあいいほうかなと思っておりますが、定数に対しての現在数の割合、分かればそれをお知らせください。

それから、団員に合わせたイベントといいますか、期日の設定なども相当、以前から比べれば配慮して出場しやすくやっているのかなという感もしますが、我々の時代とはちょっと違ってきているなと思って、それはある面いいことだなと思ったり。

にもかかわらず、秋口の消防演習などを見ますと、団員の数があまり多くないというような感じ、印象を受けました、今年の消防演習見たのですが。やっぱりその団員の何というのかな、この辺の言葉で言えばゆるくないという、半ボランティア的な活動で一生懸命やっている。そういう部分ではご苦労をかけていますが。課題というのかな、それぞれの分団長を通じてとか、課題というのか、改良してほしいとかという、そういう要望というのは結構あるものですか、部分的にやっぱり。何が原因で団員の数が定数に満たないとか、部ごとにばらつきがあると思うのです。ある程度充当している、定数に対してまあまああまり欠員がないようになっている部もあれば、相当欠員があるような部もあるなというふうに見ていますが、それらの状況はどうですか。もし団員がなかなか確保できないというのであれば、若者の

人口も減っていることもさることながら、何かクリアしてほしい課題等があれば、そういう要望とかない、聞いたことありませんか、そういうのは。私は根拠があってしゃべっているわけではありません。ただ、そういう感覚でしゃべっていますので、その辺、あれば。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの細谷地委員のご質問にお答えいたします。

消防団の充足率につきましては、現在実員378人ということで、充足率については75%を満たしておるところでございます。

消防演習についての団員の数が少ないのではなかったかということではございますけれども、本年度コロナ関係の部分もございまして、それに伴いましてそういった部分には参加しないような要請等もあった事業所もあったようには伺っております。

あと、団員の充足に関するばらつきがあるのではないかということにつきましては、私もそのように感じてございます。仕事の関係で町外に出ている団員が結構ございますので、そういった日中にその部が運営できなくなる可能性もある部もあるように理解しておりますので、そういった部分につきましてはその部全体で調整等も取りながら対処していくように進めておる現状でございます。

あと、消防団の行事、日程についての調整につきましては、分団長会議を経て、各分団、各団員の意見を受けながら、日程については調整して訓練等も実施している状況でございます。

○委員長（本田秀一君） 細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） 課長、分かりました。丁寧な説明で大変よく分かったのですが、将来心配するのは、もしかすれば分団の統廃合といたしますか、今、幾つだ、8あるのか、分団が。8つの分団があって、それぞれ部が何個かずつ分かれているというような。車もポンプ車と小型積載というのに分かれている。それは承知していますが、その分団の編成も将来あり得る、団員の在籍数が減になってくると、分団の再編なんかもある程度また改正といたしますか、あり得ることですか。ちょっと分からないでしゃべっているのですが。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまのご質問にお答えします。

分団、部の再編につきましても、各分団からは現時点ではございませんけれども、将来的な人口減少に伴いまして消防団のみならず行政区あるいは選挙区の見直し等、そういった部分のことで併せまして将来的に検討していく状況ではございますけれども、現時点では今のままで維持して頑張っていきたいと思っております。

○委員長（本田秀一君） 細谷地委員。

○ 9 番（細谷地多門君） 関連で聞きますが、課長、女性団員の募集とかいろいろ目にしてはいますが、当町においてはなかなか結果を出しにくいという状況かなと思っておりますが、課題は様々あるかと思っておりますが、男性から比べれば女性はやっぱりなかなか入部しにくい部分があるかなという感じもしておりますので、この辺の見通しはいかがですか。

○ 委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○ 総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまのご質問にお答えします。

女性消防団員につきましては、現在ラッパ隊を中心に女性の方が入団していることではございますけれども、各分団の女性隊員の募集等に関しましては、活動する際のその屯所等がございまして、そういった部分のトイレの改修とかそういった部分も想定されますので、現時点では本部付の部分で女性団員を募集と申しますか、やっている状況でございます。実際、各分団についての女性団員については、募集はしているのですけれども、いざそういった活動となったときは……

○ 9 番（細谷地多門君） 環境面でまだハードルが高いということだな。はい、いいです。

○ 委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

中村委員。

○ 4 番（中村正志君） 団員が不足しているというふうなことだと思いますけれども、一時期、役場の中でも役場職員採用するときには消防団に入ることとか何とかというふうな何か念書ではないですけれども、約束事であったとかというふうな話もちらっと聞いたことがあって、役場の職員も新採用で消防団員に入団した人たちがかなりいたと思うのですけれども、現状はどうなのでしょう。現状の役場職員が消防団に入団している状況というのはいかに捉えていますか。また、積極的に消防団に入るように働きかけをしているのかどうか、それも含めてお願いしたい。

○ 委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○ 総務課総括課長（福島貴浩君） 新採用職員に対する消防団の加入というところで絶対的条件として示しているものではございませんけれども、採用された職員につきましては消防団のほうにも加入するようという部分は推進しているところではございます。しかしながら、地元及び通勤の部分で他市町村から通っている職員等もございまして、そういった部分も配慮しながら、くれぐれも地元にも貢献できるような体制で業務をしていただきたいということは常日頃指導してございます。

○ 4 番（中村正志君） 加入率とかは。

○ 委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前 11 時 28 分 休憩

午前 11 時 28 分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 役場職員の消防団の加入率につきましては、調査して、後日お知らせします。

あと、女性消防団員につきましては5人、現在消防団員ということで報告を申し上げます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第10号を終わりたいと思います。

◎議案第11号の審査

○委員長（本田秀一君） 続きまして、議案第11号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案第11号は、歳入と歳出を分けて、歳入は一括して総務課から、歳出は款ごとに各担当課から説明を求め、続けて質疑を受ける形で進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） それでは、歳入の説明を求めます。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） それでは、議案第11号の補足説明でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,512万9,000円追加いたしまして、歳入歳出それぞれ85億2,954万6,000円とするものでございます。

かるまい文化交流センター整備事業の施設備品購入費や原油価格・物価高騰に伴う役場庁舎、教育施設などの光熱水費などに係る歳入歳出予算を主な内容とするものでございます。

繰越明許費の補正につきましては、4ページになります。第2表のとおり、繰越明許費の補正はかるまい文化交流センター整備事業の施設備品に関する経費の1億5,245万7,000円となります。

債務負担行為の補正につきましては、5ページを御覧願います。第3表のとおり、債務負担行為の補正は、町民バス運行業務委託事業の7,968万6,000円とスクールバス運行管理業務委託事業の1億7,319万6,000円につきまして、令和5年度から令和7年度までの限度額を追加するものでございます。

7ページを御覧願います。歳入につきましては、16款の県支出金、2項県補助金143万5,000円の増額となります。経営所得安定対策等推進事業費補助金、19款の繰入金、1項基金繰入金として1億1,355万8,000円の増額。こ

れにつきましては、財政調整基金繰入金が3,055万8,000円、ふるさとづくり振興基金繰入金が8,300万円となります。

21款諸収入、4項雑入として13万6,000円の増額、中山間地域等直接支払交付金返還金となります。

8ページ以降の歳出につきましては、それぞれの担当課から説明申し上げます。

○委員長（本田秀一君） 歳入の説明が終わりました。

全般について質疑を受けたいと思います。歳入全般、質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 繰越明許費のかるまい文化交流センター関係の1億5,245万7,000円の関係、それから次の債務負担行為の町民バス、スクールバスの関係の議決の案件でございますが、中身についてはそれぞれ賛成でございますが、ただ、考え方として、私の考え方は、自治体の予算というのは単年度の中で基本的に様々処理されるものだという考え方です。もちろん翌年度以降に関わる問題についてはこういう形で了解を得なければならないということでございますが、ただ、簡単に言えば、町長の任期は来年の1月いっぱいというような感じでございますので、今この議決というのはそれ以降のことについても自らの裁量で提案して決めてもらうというようなことは、本来人の土俵まで踏み入ってそういうような表現はちょっとまずいかもしれませんが、そんな印象を私は思いますので、中身についてはそれはそれとして理解できますが、そういう考え方というのはちょっとなじまない考え方なのか、町長の見解を伺えませんか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの山本委員のご質問にお答えいたします。

今回の繰越明許費の補正につきましては、かるまい文化交流センター整備事業の施設備品に関する経費の部分でございます。この予算につきまして来年度新たに最初から予算等を取って執行するとなれば、かるまい文化交流センターの開館に合わせてこちらを整備していかなければなりませんので、時間的に、またさらにかるまい文化交流センターの開館が遅れるというふうになりますので、そういった部分も考慮しながら、工事の部分が完成したら備品の部分も納入するというふうなことで、今回このように今回の予算で措置していただいていることでございます。

○10番（山本幸男君） 考え方。

○委員長（本田秀一君） 考え方。

町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 考え方と申しますか、現状を申しますと、物価高騰、それから半導体等の不足、そういうことで今、注文してもなかなか納入が遅れるというような状況が続いております。極端に言えば半年、1年遅れるものもございます。そうい

ったところで早めに予算措置をしておきながら、そういった手続をきちんと踏むことによってきちんと開館に間に合わせるといふような方法でお願いするわけでございますので、そういう状況をご理解いただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） かるまい文化交流センターの関係について、町長の答弁はいずれ完成開館に向けて円滑にいくようにするためにという答弁でございますが、それはそれで理解しますが、基本的にやっぱり私の考え方等は、任期を終えるというような時期というのは大切にすべきではないかなと、理解すべきではないかなと思っておりますので。それはそれでいいです。

ただ、今日は資料の要求をしていました。かるまい文化交流センターの関係については当初大体30億円というような説明を受けたように私はそう思っています。当時30億円、今既にかんりの額になって30億円をオーバーして、今備品の関係でございますので、それはさておいて、結果的にこのかるまい文化交流センターの関係の予算事業費が幾ら、あとどのぐらいの部分が予定されるのか、内々説明を願いたいという資料の要求もしておりますので、どうぞ。一般質問の中でも私だったか、ほかの議員だかに資料を提出しながら説明するというようなことの答弁があったようにも記憶しておりますので、その機会をぜひ設けてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（本田秀一君） 要望ですね。

○10番（山本幸男君） はい。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 繰入金で財政調整基金繰入金とふるさとづくり振興基金繰入金とありますが、今議会で取崩しをするということで、あと残りが幾らぐらいになるのか。基金残高です。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えいたします。

財政調整基金の現在の見込高でございますけれども、15億2,336万3,000円、ふるさとづくり振興基金の現在の見込高でございますが、2億8,043万2,000円というふうになっております。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ふるさとづくり振興基金というのは、この基金の目的はどういうことになっているか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えいたします。

ふるさとづくり振興基金につきましては、平成元年に条例を制定してございます。地域づくり事業等の地域づくり振興に要する経費に充てるための基金でございます。

財政調整基金が通常の財源不足に充てるものに対しまして、ふるさとづくり振興基金は特定の事業、地域づくり、町づくりに対して充てるものでございます。

地域づくり振興に要する経費に充てることができることとしているため、広く事業を活用できる、例えばかるまい文化交流センター事業や公園整備事業など、地域づくりにつながる大きな事業の財源に充てることができるものと想定される基金でございます。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、歳入全般については終わりたいと思います。

次に、歳出に入ります。歳出は8ページからです。

2款総務費の説明を求めます。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 8ページを御覧いただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の10節需用費のうち光熱水費につきましては、451万6,000円の増額をお願いするものでございます。原油価格の高騰などに伴いまして、電気料金の値上げによる役場庁舎の電気料について補正しようとするものでございます。

11目諸費、18節の負担金、補助及び交付金につきましては、15万7,000円の増額、二戸地区広域行政事務組合負担金、職員人件費関連をお願いするものです。

12目新型コロナウイルス感染症対策費、10節需用費のうち消耗品につきましては50万円の増額をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症対策として、保育関連施設職員など業務の運営に伴う抗原検査キット購入費用となります。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 諸費、11目、産業振興課農政企画担当課長、竹澤泰司君。

○産業振興課農政企画担当課長（竹澤泰司君） では、続きまして2款総務費、1項総務管理費、11目諸費、22節償還金、利子及び割引料についてご説明いたします。

こちらにつきましては、中山間地域等直接支払交付金の中で地区からの協定内農

用地の一部を除外したいとの要望がございまして、そちらの除外した部分の交付金の返還金でございます。

こちら、ただいま第5期ということで令和2年度から事業を実施しておりますので、令和2年度、あと令和3年度分の交付金の返還金となります。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 続きまして、4項戸籍住民基本台帳費の説明をお願いします。

町民生活課総合窓口担当課長、小林千鶴子君。

○町民生活課総合窓口担当課長（小林千鶴子君） では、続けて2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、1目の戸籍住民基本台帳費の説明をいたします。

こちらについては、マイナンバーカード事務関連の会計年度任用職員の必要経費をお願いするものになっております。

平成28年度にスタートして7年目に入ったマイナンバーカードですが、現在マイナポイント申請、来年2月28日までの申込期限を控えて毎日、交付申請について30件、受け取りについても30件程度の来庁者がおります。窓口が大変混雑しておりますので、マイナンバーカードの担当をする会計年度任用職員を1名お願いして、窓口の混雑状況の緩和と、あとは来年、交付事務、マイナンバーカードの補助金については役場から出て出張申請を受け付けた件数によって補助金の交付率が変わってきますので、会計年度任用職員を採用し、中のほうをお願いして、職員が外に出て交付申請を受け付けるような体制を取りたいとお願いするものです。

まず、1節の報酬ですね、会計年度任用職員報酬として52万2,000円、共済費8万4,000円、旅費3万3,000円ということで、全体で63万9,000円です。

任用の期間としては、来年1月から3月までを考えております。1日、9時から17時までの7時間で毎日お願いしたいということでお願いするものです。

参考までに、現在の軽米町の申請率、交付率ですけれども、まず令和2年11月末の交付率は16.3%でした。1年後の令和3年11月末、31.2%、現時点では交付率については46.2%ですが、申請率については55.2%、岩手県の申請率は60.4%、交付枚数としては軽米町は4,721人という状況になっております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。

以上、歳出の2款総務費、質疑受けたいと思います。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 光熱水費の補正がここだけではなく全ての課において行われているようだけれども、先ほどの説明で原油高騰の話がありましたけれども、電気料

だけなのか、灯油のことなのか、電気料の値上げ等については今、報道なんかでも。私はまだ勉強不足なのですけれども、役場に限らず各家庭にも影響があるものだと思うのですけれども、この辺のところ、電気料の値上げ等についてはどのように現状で捉えて今、これを補正に出しているのかなと思って、その辺ちょっと教えてもらえますか、電気料の値上げ状況。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの中村委員のご質問にお答えします。

電気料の値上げにつきましては10月から始まっているわけでございますけれども、12月からさらに値上げをするというふうな情報がございますので、そちらに対応するための予算となっております。

今回補正をお願いしているものにつきましては、原油というか燃料費ではなくて電気料の部分が主な補正の増額要因となっております。各施設とも電気料の部分が主な値上げの要因となっております。

○委員長（本田秀一君） 中村委員。

○4番（中村正志君） その電気料の値上げの幅というのはどのように捉えているのですか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 値上げに関しましては、東北電力から説明が来まして、大体2割上げるとか3割上げますというふうな説明がございますので、今回については3割値上げを想定いたしまして積算してございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） コロナの感染予防のための消耗品ということですが、抗原検査キット、これは何人分くらい買っているのでしょうか。そして、説明がありましたけれども、職員だけでしょうか。例えば役場関係のボランティアをしたとか、そういう人たちにも配って使えるのか、お伺いします。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 現時点では役場職員の部分で、保育施設等については毎週1回、月曜日に検査しているというふうな状況になっていきますので、その部分も不足してまいりましたので、そういった施設の部分あるいは職員についても管外の出張等の感染の危険がある場合につきまして、検査をしてから陰性であれば出勤というふうな体制をとってございますので、そういった部分に対する補填というふうに理解していただければよろしいかと。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 町のホームページを見ると、本庁舎勤務の職員または庁舎外勤

務の職員ということで、ずっと毎日のように感染者が出ているのですけれども、これに関連してなのですが、軽米町では感染者が何人ぐらい、例えば11月末現在で何人であるとか、そういうことは今全然分からないので、そのことを知りたいし、今はそういう公表をしないというふうなやり方になっているのかもしれませんが、学校とか保育園も結構休んでいる子もいますし、庁舎外の職員というのは保育園とか学校の職員も入るのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 感染の人数につきましては後ほど、集計したデータがございますので、そちらを公表したいと思いますので。

あと、感染の公表についての、新聞報道でも10月からですか、変わってきましたので、どこの誰という部分は分からない状況、前からここは変わらないのですが、それもかなり感染者が多くなっているものですから、その部分についてはこちらのほうにも情報等がございますので、何人ということしか申し上げられません。

11月末まででございますけれども、岩手県では3万4,126人、二戸管内では1,488人、軽米町では181人、八戸市では5,048人、陽性者登録センターでは4,667人が感染したというふうに集計してございます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 保健所以外に届けた人とか、ニュースを見ていると出るのですが、あれもまず例えばそのうち軽米町は何人とかというふうには来るのでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えいたします。

今現在は市町村の人数も発表になってございます。こちらについては、役場の部外秘というような形で発表になっている状況でございます。

しかしながら、9月27日から11月2日までは市町村ごとの人数を発表されてございませんので、先ほど申し上げました人数につきましては11月のみの合計でございますが、1日、2日分については発表になってございませんので、その分は合計に含まれておりません。

それと、あとは二戸保健所管内という形で現在は何人か発表になっている状況ですので、軽米町の正確な人数というのは発表されていない状況でございますので、集計はしてございますけれども、詳しい人数につきましてはこれが正しい数値かと言われれば、そうではないというふうな形もあろうかと思えます。

陽性者登録センターに登録している方につきましても、軽米町の方もございます。あると思いますので、その辺につきましては詳しい数値についてははっきりしたこ

とは申し上げられない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 私の知る限りでも、学校とか結構出ているようなのですよね。だから、あまり今は外出規制とかそういうことはされていないようですけども、一家で1人かかれば全員にうつっていくというようなことで、本当に緩くなったのですが、本当にこれでいいのかなと思って心配しています。

もう一つだけ、会計年度任用職員の人件費等ということで、マイナンバーカードの受付事務職員を採用するということです。1階に行くと、今いろんな給付金の申請なんかもあって、窓口がとても混んでいると思っていました。これ、人頼んでよかったなと思っていました。昼休みの時間なんかもちょうんと取れているのか、その辺のところ、職員の皆さんが昼休みとかちゃんと取れているのか、お伺いします。

○委員長（本田秀一君） 総務費、まだ質疑ありますか、総務課。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないですか。

町民生活課総合窓口担当課長、小林千鶴子君。

○町民生活課総合窓口担当課長（小林千鶴子君） お答えします。

現状として、昼休みも取れない、お昼も食べられない、そんな感じでやっておりますので。ただ、ここ数年会計年度任用職員が非常に増えているという指摘は受けておりましたので、今まで頑張りに頑張ってきたのですけれども、外に出での申請受付もできないので、今回、この時期になったわけですが、お願いするものです。

以上です。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。やっぱり昼休みがきちんと取れるような体制といいますか、調整もよろしく願いいたします。

○委員長（本田秀一君） 2款総務費を終わってよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

◎散会の宣告

○委員長（本田秀一君） では、今日はここまでといたしまして散会いたしたいと思いません。

次回は10時からスタートいたしますので、ご参集お願いいたします。

（午後 零時02分）